

中国産セロリに対する輸入検査の強化について

検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産セロリから、残留基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されました。このため、本日、中国産セロリに対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

(1) 5月10日 1回目の違反

届出数量及び重量：364カートン、3,640kg
検出農薬：クロルピリホス 0.06ppm (基準値：0.05ppm)

(2) 7月5日 2回目の違反

届出数量及び重量：6カートン、36kg
検出農薬：クロルピリホス 0.09ppm (基準値：0.05ppm)

<参考>

中国産セロリ輸入実績

輸入届出重量

平成13年1月～平成14年7月

生鮮・冷蔵・冷凍	580, 320 kg
加熱後冷凍食品（未加熱）	75, 245 kg